

建築基準法施行規則の一部改正について (案)

1. 大臣認定書の写しの添付の取扱い

- ・ 建築確認申請の際に、構造方法、材料等に係る大臣認定書の写しについては、審査機関が認定内容を確認できる書類（当該認定書の写し、構造・材料等便覧（大臣認定の内容を記載した出版物）等）を有していない等の理由により、申請者に提出を求める場合に限り添付を要することとする。

2. 軽微な変更の取扱い

- ・ 間仕切りや開口部の変更であって構造安全性、防火・避難性能が低下することのないもの等については、「軽微な変更」として扱い、計画の変更に係る確認申請を要しないこととする。